食の安全の確保を求める意見書

最近の食品偽装事件や今年の「中国製ギョーザ薬物中毒事件」は、国民に食の安全に対するショックを与え、国民は一体何を食べたらいいのかと途方に暮れる状態になっている。特に「中国製ギョーザ薬物中毒事件」は、被害者が無事退院することができたが、全国に被害が広がり、最近まれに見る輸入食品を起因とする全国的な薬物中毒事件になろうとしている。この事件の徹底的な原因の究明と被害者救済、事件を防げなかった行政上の手続の問題などを解明し、国民の食の安全・安心体制の再確立がどうしても必要である。

今回の事件や一連の食品偽装の背景には、消費者保護のための企業道徳の欠如や 日本の食糧自給率が39%という食糧の輸入依存にあり、その輸入食品検査体制の弱 さが指摘されている。

よって、本市議会は、政府に対し、国民の食の安心・安全に対する信頼性を回復するために下記の事項を求めるものである。

記

- 1 食の安全の最後のとりでは消費者と言われている。消費者が食の安全に対する知識を高める情報の提供をする体制を強化すること。
- 2 輸入食品事件の情報提供と新たな被害防止に全力を挙げること。中国政府に、 あくまでも原因究明を求め、再発防止策を要請すること。
- 3 輸入食品の検査体制を強化し、食品衛生監視員をふやし、検査率を上げるとともに輸入加工食品の残留農薬検査を実施すること。
- 4 食の事業所への監視指導の強化とともに保健所や自治体の食の安全対策に支援をすること。
- 5 安全・安心の地産地消の取り組みを支援し、食糧自給率の向上に取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司